



# いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

## スマートフォンで作成できるもの

- ・給与所得、年金収入や副業等の雑所得の申告
- ・事業所得や不動産所得の青色申告決算書  
(収支内訳書)

また、消費税の申告書もスマホで作成することができ、自宅からe-Taxを利用して申告することができます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へのアクセスはこちら



スマホからe-Taxで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

### ①マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読取機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

### ②ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先 鹿屋税務署 ☎ 0994(42)3128

## 令和5年度 固定資産税(償却資産)の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等)を申告していただくことになっています。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご注意ください。

### 償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業(農業・漁業を含む)をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使用している資産(機械・器具・備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

**提出期限 令和5年1月31日(火)**

※事務処理の都合上、早めに提出していただきますようお願いいたします。

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	門塙、冷暖房設備、ビニールハウス、給排水設備など
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ポンプ、加工・製造機械など
3. 船舶	漁船、モーターボートなど
4. 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車、常用運転装置のない農作業車など
6. 工具・器具及び備品	測定工具、事務机・椅子、ロッカーなど

※種類の詳細については、ホームページをご確認ください。▼



### 太陽光発電設備を設置している方へ

以下の太陽光発電設備は、償却資産として課税対象となります。対象となる方は、申告が必要となりますので税務課までご連絡ください。

- 事業用として太陽光発電設備を設置している法人
- 発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を設置している個人



お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414